第５次寒川町行政改革大綱

平成２４年３月

寒　川　町

Ⅰ．背景

１．これまでの取り組み

本町の行政改革は、昭和６３年の第１次行政改革に始まり、第２次を経て、平成１３年度からの第３次行政改革まで、経費削減をはじめ、事務事業の見直しや定員管理の適正化、人件費の見直し等により、合理的、効率的な行政運営に取り組み、累計で約９億円の効果を上げてきました。

続く、平成１７年度から平成２３年度までの第４次行政改革においても、第３次までの取り組みを継続しながら、さらに積極的な推進により、事業の統廃合や組織・機構の見直し、職員定数の適正化、情報公開の推進等を実施し、町民本位の質の高い行政サービスや、透明性の高い簡素で効率的な行財政運営に向けた取り組みを進めてきました。

これらの取り組みは、平成１７年３月に総務省により示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づく、「集中改革プラン」の取り組みとして進めてきたものでもあり、また、平成１９年４月に施行された地方分権改革推進法においても、行政及び財政の改革を進めるとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のために必要な措置を講じるものとして、地方公共団体に求められてきたものです。

２．町を取り巻く状況

近年における、団塊世代の大量退職や将来人口減少の見通しによる少子高齢化の進展、社会保障費等の増大などによって、本町においても財政状況の悪化が進む中、平成２０年９月のリーマンショックに端を発する世界的不況の波が日本の社会経済にも押し寄せ、景気の悪化によって、平成２１年度における町税の収入が１０億円程度の減収になるとの予測から、本町では緊急財政対策会議を立ち上げ、平成２２、２３年度における大幅な財源不足を解消するため、財源確保策や事業の見直しなどを検討、実施しました。

しかしその後も、平成２３年３月に発生した東日本大震災の影響や欧州債務危機の影響などによって、町の財政は変わらず厳しい状況が続いており、平成２４年度予算における税収は平成２２年度に比べて約３億円の減で、今後においても大幅な増収は見込めない状況です。

一方で、義務的経費である人件費、扶助費、公債費は増加傾向で、投資的経費やその他の経費の縮減のほか、財政調整基金（平成２３年度末残額約８億円）の取り崩しも行いながら対応せざるを得ない状況です。

Ⅱ．今後の取り組み

このような状況を踏まえながら、複雑・多様化する町民のニーズに対して良質なサービスを維持し、健全な財政運営を続けていくためには、平成２５、２６年度における歳入見込額と各課等からの要求に基づく総事業費との差である、年度平均約８億６，０００万円を少しでも埋める必要があります。

その方策としては、行政改革によって生み出す財源や予算編成時の調整等があり、行政改革の持つ役割が重要となってきます。

そのため、新たな行政改革においては成果目標をしっかりと定め、これを達成し、必ず成果を出すという決意のもと「第５次寒川町行政改革大綱」を策定し、今後の行政改革を進めていきます。

Ⅲ．行政改革の目標額

実施計画期間（３年間）の成果として目標額を５億４，９００万円とします。

Ⅳ．実施期間

町総合計画後期基本計画の実施計画期間に合わせ、平成２４年４月１日から平成２７年３月３１日までの３年間とします。

Ⅴ．推進方法

本大綱に基づく行政改革推進にあたっては、町長を本部長とする庁内機関である「寒川町行政改革推進本部」及び町民等により構成する「寒川町行政改革推進委員会」において審議等を行った上で実施計画を策定し実行します。

実施計画の進捗状況については、「寒川町行政改革推進本部」及び「寒川町行政改革推進委員会」に報告し、意見を求め、効果的な行政改革が成し遂げられるよう、町民の理解と協力を求めながら、担当部署や関連する部署に限らず、全職員が総力をあげて実施します。

なお、それぞれの取り組みにおける意識や責任感を高めるため、取り組みの成果を勤務評定に生かしていきます。

Ⅵ．基本項目及び重点事項

本大綱の基本項目については、寒川町総合計画「さむかわ２０２０プラン」で示された、まちの将来像及び重点プロジェクトやこれまでの行政改革による取り組みを踏まえ、本町の状況に見合った効果や効率を考えながら、実施期間内に取り組むべき項目を整理し、第４次行政改革における基本的な方向である３つの項目のうち、「１　簡素で効率的な行財政運営の推進」はそのままに、「２　時代に適応した行政サービスの推進」と「３　町民と行政の協働による行政システムの充実」をまとめて「２　町民との関わりを重視した行政の推進」とし、それぞれの項目における積極的な取り組みを重点事項とします。

なお、今回、具体的な取り組みとして取り上げていないものに関しても、各職員においては、日常業務の中で行革の視点により努力し進めていきます。

◎基本項目１
簡素で効率的な行財政運営の推進

社会経済情勢の悪化に伴う税収等の落ち込みが深刻化し、今後も厳しい財政状況が続くと予想されるとともに、地方分権の進展に伴う権限移譲等によって、地域の実情に合った行政を、町自らの判断と責任によって進めていくことが求められています。

こうした中、複雑・多様化する町民のニーズに応えながら、限られた財源による行政運営を進めるために、簡素化と効率性を常に念頭に置いて、事務事業の見直しや歳入歳出全般における見直し、人事管理の適正化などを図っていきます。

〇重点事項１
事務事業の見直し

限られた財源において、町民ニーズや社会情勢の変化を踏まえながら、より良い行政運営を進めるため、簡素化と効率性を念頭に置いた見直しや費用対効果などを考慮し、町独自で事業を実施すべきかどうかなどの観点により、民間における施設運営の導入等について取り組みます。

〇重点事項２
財源の確保と経費の節減

これまでどおり経費節減を進めながら、町税等徴収金の収納率向上に向けた対策の強化をはじめとする財源の確保を行うとともに、財政健全化の状況を示す指標である実質公債費比率及び将来負担比率に特に注視し、これまで以上に公債費の縮減に努め、財政の健全化を目指します。

〇重点事項３
人事管理の推進

勤務評定と給与制度の連携を図り、処遇等に反映することで、職員における意識改革と意欲の高揚を図るため、人事管理の適正かつ効率的な運用を進めます。
また、人件費については、総体の中で見直しを行い抑制を図ります。

◎基本項目２
町民との関わりを重視した行政の推進

少子高齢化や情報化、国際化などにより複雑かつ多様化する行政需要に対応するための体制を整えることで、行政サービスの質を向上するとともに、行政関連情報について町民との情報共有をさらに進めます。
また、自治基本条例の基本理念に基づくまちづくりの指針を実現するため、条例に規定される「町民」と行政が連携し、協働しながらこれを進めます。

〇重点事項１
広聴の推進と町民サービスの向上

複雑かつ多様化する町民ニーズに対して、地域において直接町民と意見を交わし、行政が提供すべきサービスかどうかを十分考慮しながら行政運営に反映し、実効性のある質の高い行政サービスの提供を図ります。
また、町民が求める情報について、正確かつ迅速な公開・公表を行うことにより、町民に対する公平性・透明性の向上を図り、情報共有による説明責任を果たします。

〇重点事項２
町民との協働の推進

町自治基本条例における基本理念に基づき必要な施策を講じ、適正な町政運営を行いながら、町民の町政への積極的な参加・参画を求めるとともに、地域においては町民が主体になったまちづくりを協働により進めます。

Ⅶ. 実施計画

第４次行政改革実施計画では、平成２０年度の２次改定後の取り組み数４８項目のうち、平成２２年度までに目標を達成したものが１８項目であり、全体的に見て達成数が少ない状況です。

これは、総花的に取り組み項目を設定したことによる項目数の多さや計画期間中の取り組み内容が検討だけとなっているなど、結果の見えない項目が多く含まれていたことなどによるものと考えます。

そこで、本大綱の２つの基本項目を達成するため、今回の実施計画では取り組み項目数を絞り込み、各取り組み項目においては、具体的な取り組みの内容や年度別の目標、担当部署等を記載し、３年以内に目標を達成する形とします。

年度別の目標は原則として数値目標とし、数値化の困難なものについては、いつまでに完了、実施するかなどを決めて記載します。

なお、策定した計画の内容はホームページ等を通じて、町民に分かりやすく公開するとともに、６ヶ月ごとの進捗状況についてもホームページ等で公表します。

資 料

１　過去5年間の財政状況の推移と今後3年間の見込み

（1）歳入

国の緊急経済対策によって、定額給付金給付事業に係る補助金などが交付されたことで、一時的な国庫支出金の増がありましたが、財政運営の根幹である町税収入については、20年秋以降の急激な経済情勢の悪化が影響し、個人・法人町民税が合計で約10億円の減収となるなど、財政は依然厳しい状況にあります。

◇歳入の推移と見込み（一般会計）

単位：億円

	18年度（決算額）	19年度（決算額）	20年度（決算額）	21年度（決算額）	22年度（決算額）	23年度（予算額）	24年度（予算額）	25年度（見込み）	26年度（見込み）
依存財源	43.5	36.8	30.6	42.3	37.4	43.7	31.2	31.1	34.0
自主財源	109.1	115.3	125.2	110.1	100.7	105.0	97.4	97.0	96.4
合計	152.6	152.1	155.8	152.4	138.1	148.7	128.6	128.1	130.4

・依存財源…国庫支出金や町債等の収入
・自主財源…町税や使用料等の収入

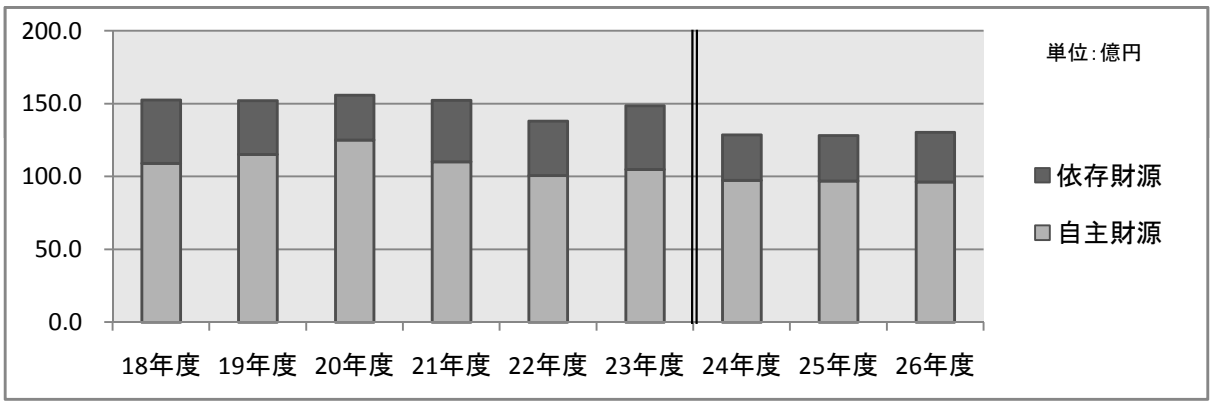

◇町税収入の推移と見込み（一般会計）

単位：億円

	18年度（決算額）	19年度（決算額）	20年度（決算額）	21年度（決算額）	22年度（決算額）	23年度（予算額）	24年度（予算額）	25年度（見込み）	26年度（見込み）
町税収入額	87.8	94.3	96.1	86.4	85.4	83.1	82.3	81.0	81.3

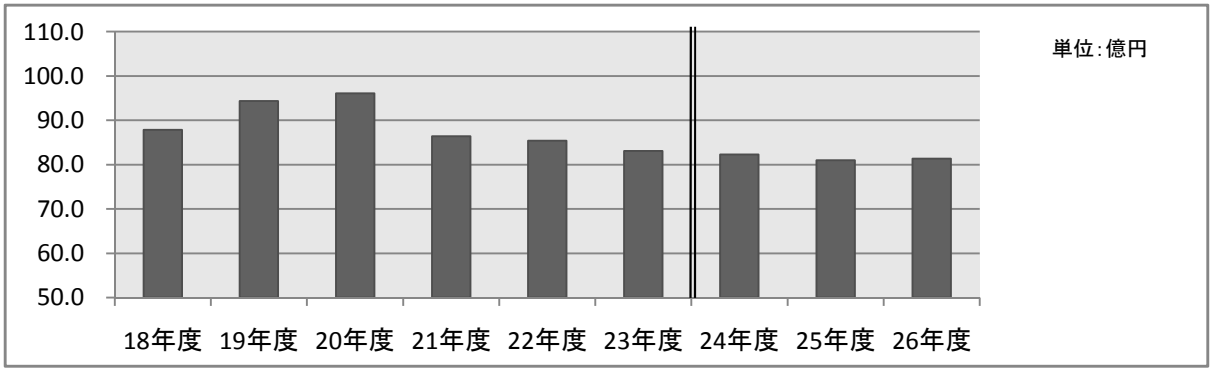

（2）歳出

歳出においては、義務的経費のうち、扶助費が少子高齢化などにより年々増加傾向にあり、一般財源はますます厳しい状況となっています。

◇歳出の推移と見込み（一般会計）

単位：億円

	18年度（決算額）	19年度（決算額）	20年度（決算額）	21年度（決算額）	22年度（決算額）	23年度（予算額）	24年度（予算額）	25年度（見込み）	26年度（見込み）
投資的経費	26.6 18.5%	23.3 16.3%	21.4 14.7%	23.1 16.0%	15.3 11.7%	27.9 18.8%	9.5 7.4%	13.6 9.9%	14.3 10.3%
義務的経費	61.9 43.1%	63.0 44.2%	62.2 42.7%	62.0 43.0%	67.3 51.4%	71.4 48.0%	69.2 53.8%	69.7 50.7%	70.1 50.7%
その他経費	55.0 38.3%	56.3 39.5%	62.1 42.6%	59.1 41.0%	48.3 36.9%	49.4 33.2%	49.9 38.8%	54.1 39.4%	53.9 39.0%
合計	143.5	142.6	145.7	144.2	130.9	148.7	128.6	137.4	138.3

・投資的経費…道路や学校など、将来に残る公共施設の建設等に支出される経費
・義務的経費…人件費、扶助費、公債費からなり、支出が義務付けられている経費
・その他経費…物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金を言う。
※25年度以降は、総事業費による見込額としています。

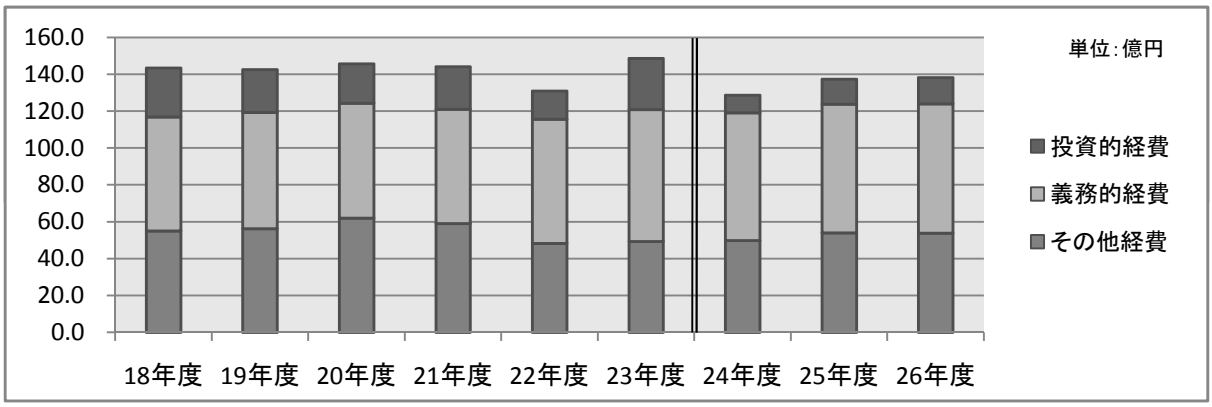

◎人件費の推移と見込み

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等や職員が加入している地方共済組合に事業主として支払う負担金等の合計です。

◇人件費の推移と見込み（一般会計）

単位：億円

	18年度（決算額）	19年度（決算額）	20年度（決算額）	21年度（決算額）	22年度（決算額）	23年度（予算額）	24年度（予算額）	25年度（見込み）	26年度（見込み）
人件費	33.0	33.3	32.3	31.4	30.3	31.5	31.1	31.2	31.9
歳出総額に占める割合	23.0%	23.4%	22.2%	21.8%	23.1%	21.2%	24.2%	22.7%	23.1%

※25年度以降は、総事業費による見込額としています。

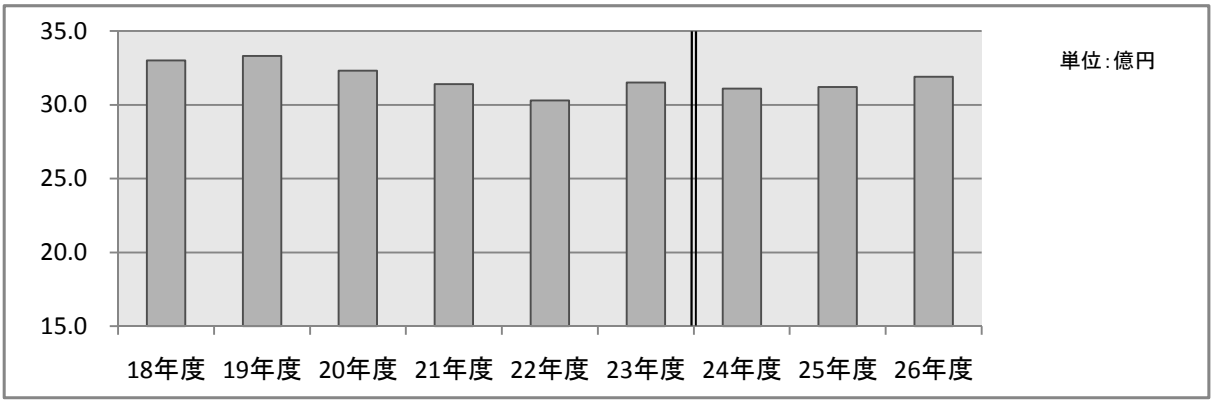

◎扶助費の推移と見込み

扶助費とは、社会保障制度の一環としての支出であり、生活保護法や児童福祉法、老人福祉法など、国の法律に基づくものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において行うものがあります。

◇扶助費の推移と見込み（一般会計）

単位：億円

	18年度（決算額）	19年度（決算額）	20年度（決算額）	21年度（決算額）	22年度（決算額）	23年度（予算額）	24年度（予算額）	25年度（見込み）	26年度（見込み）
扶助費	16.0	17.1	17.7	17.9	24.0	26.2	24.5	24.6	24.8
歳出総額に占める割合	11.1%	12.0%	12.1%	12.4%	18.3%	17.6%	19.0%	17.9%	17.9%

※25年度以降は、総事業費による見込額としています。

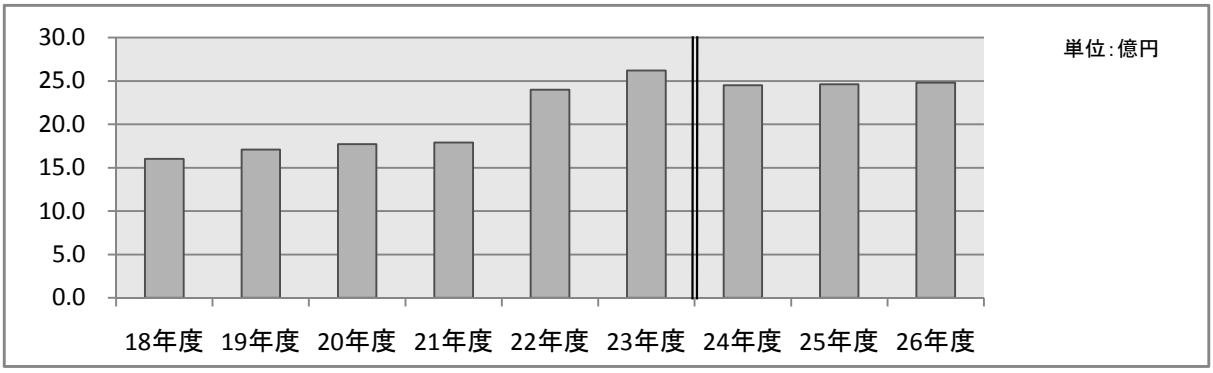

◎公債費の推移と見込み

公債費とは、地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入れ金の利息の合計です。

人件費、扶助費と同様に義務的経費に分類されます。

◇公債費の推移と見込み（一般会計）

単位：億円

	18年度（決算額）	19年度（決算額）	20年度（決算額）	21年度（決算額）	22年度（決算額）	23年度（予算額）	24年度（予算額）	25年度（見込み）	26年度（見込み）
公債費	12.8	12.6	12.3	12.7	13.0	13.7	13.6	13.9	13.4
歳出総額に占める割合	8.9%	8.8%	8.4%	8.8%	9.9%	9.2%	10.6%	10.1%	9.7%

※25年度以降は、総事業費による見込額としています。

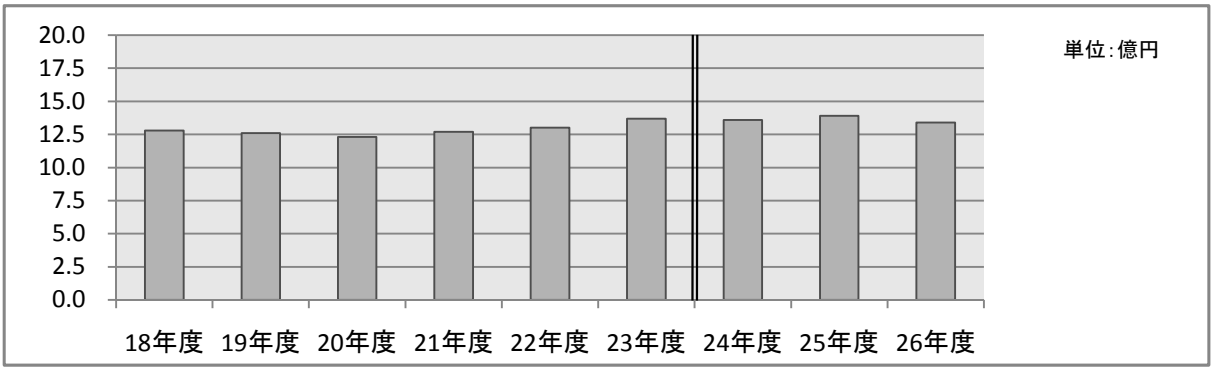

◎町債残高の推移と見込み

本町の町債残高は、20年度の用地取得事業により増加しましたが、年々減少傾向にあります。
22年度の町民1人当たりの町債残高は約46万円です。

◇町債残高及び町民1人当たりの町債額の推移と見込み（特別会計を含む）

	18年度（決算額）	19年度（決算額）	20年度（決算額）	21年度（決算額）	22年度（決算額）	23年度（予算額）	24年度（見込み）	25年度（見込み）	26年度（見込み）
町債残高 単位：億円	222.8	221.8	226.4	223.2	217.9	212.9	205.7	194.9	182.8
1人当たり額 単位：万円	47.1	46.8	47.8	46.9	45.9	44.8	43.3	41.0	38.5

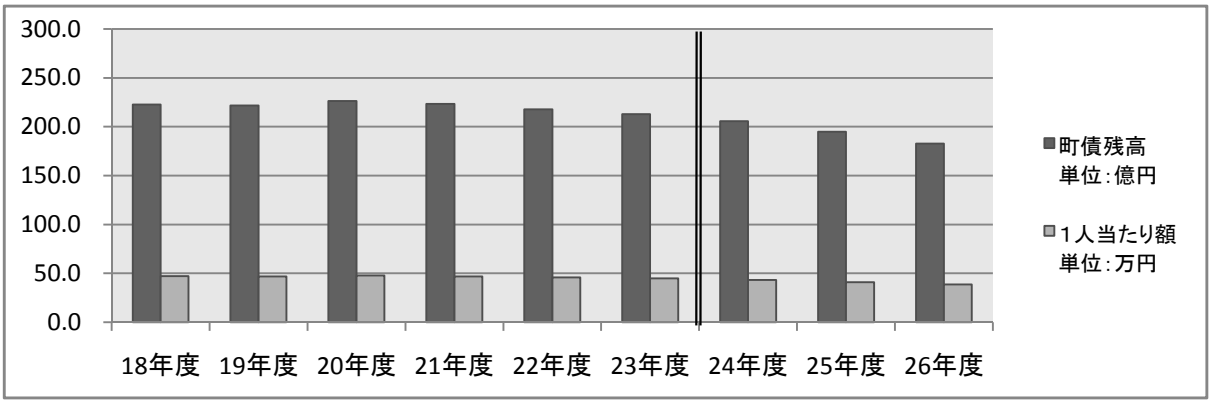

◎財政推計

財政推計においては、25、26年度の歳入歳出に差額が発生していますが、これは現状の歳入見込に対して、各課等の要求に基づく総事業費を歳出額としているためで、実際は、今後の行政改革の取り組みや各年度の予算編成時の調整等によって当初予算額となります。

◇22年度決算額を基にした推計額

単位：億円

	22年度（決算額）	23年度（予算額）	24年度（予算額）	25年度（推計額）	26年度（推計額）
歳入計	137.9	148.7	128.6	128.1	130.4
歳出計	130.6	148.7	128.6	137.4	138.3
歳入歳出差額	7.3	0.0	0.0	−9.3	−7.9

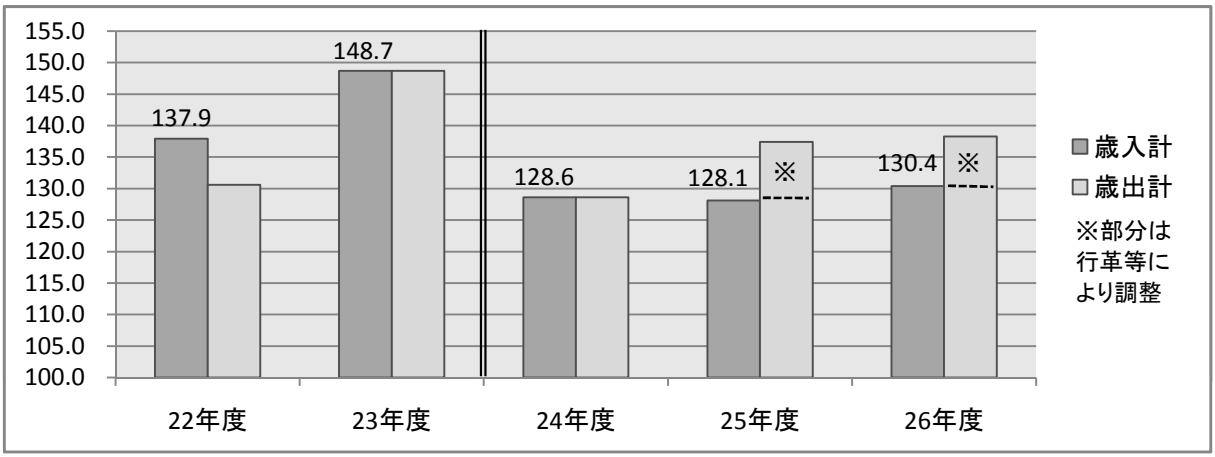

２　過去5年間の財政健全化指標の推移と今後3年間の見込み

平成22年度決算に基づく各比率から、実質公債費比率は対前年度比0．7ポイントの上昇、将来負担比率は1．1ポイントの上昇となりました。
これは、算定上の分母となる標準財政規模が、地方税等の減収により減額となったことが原因です。
なお、21年度の経常収支比率が突出しているのは、一般財源において地方税が約9億7千万円の大幅な減になったことなどによるものです。

◇各指標における比率の推移と見込み

単位：%

	18年度（決算額）	19年度（決算額）	20年度（決算額）	21年度（決算額）	22年度（決算額）	23年度（見込み）	24年度（見込み）	25年度（見込み）	26年度（見込み）
実質公債費比率	8.7	5.2	5.4	5.8	6.5	6.3	6.1	6.6	6.6
将来負担比率		72.5	74.4	76.3	77.4	77.0	76.5	76.3	76.0
経常収支比率	87.4 (92.3)	87.2 (91.0)	86.9 (89.8)	92.3 (98.4)	88.7 (95.0)	88.1 (91.1)	87.4 (88.9)	86.7 (87.5)	85.9 (85.9)

※（　）内の数値は減税補てん債、臨時財政対策債を除いたもの。

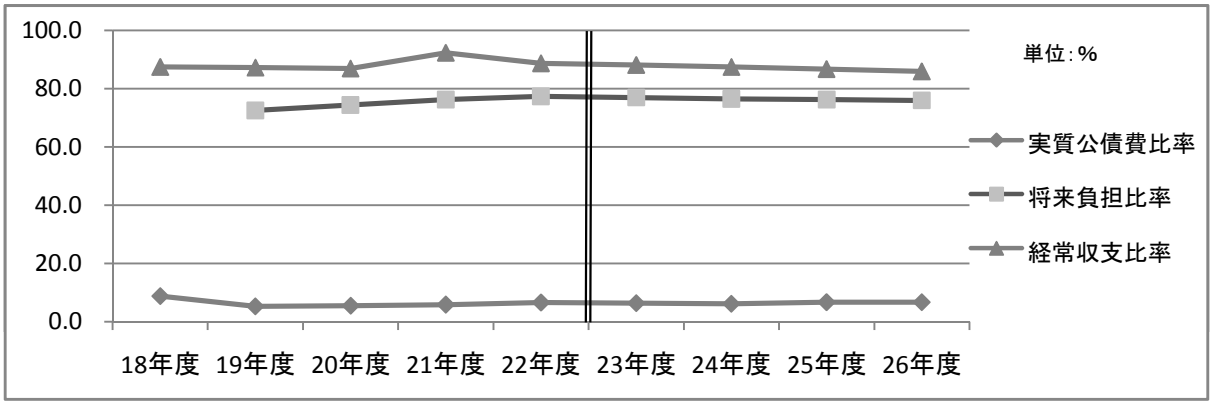

◇各指標の意味

【実質公債費比率】

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。
借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す。

【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な債務の標準財政規模に対する比率。
地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す。

【経常収支比率】
地方税、地方交付税等の経常的な一般財源収入から、どれだけ人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充当されたかの比率。
70%から80%が標準的とされており、高くなるほど財政構造が硬直化している状態と言われる。

３　過去5年間の職員数の推移と今後3年間の見込み

定員管理計画に基づいて職員数の削減を行い、５%の削減とする目標に対し、５．４%の削減を行いました。

◇職員数の推移と見込み（各４月１日現在）

単位：人

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
全体数	369	371	362	353	348	351	352	352	352

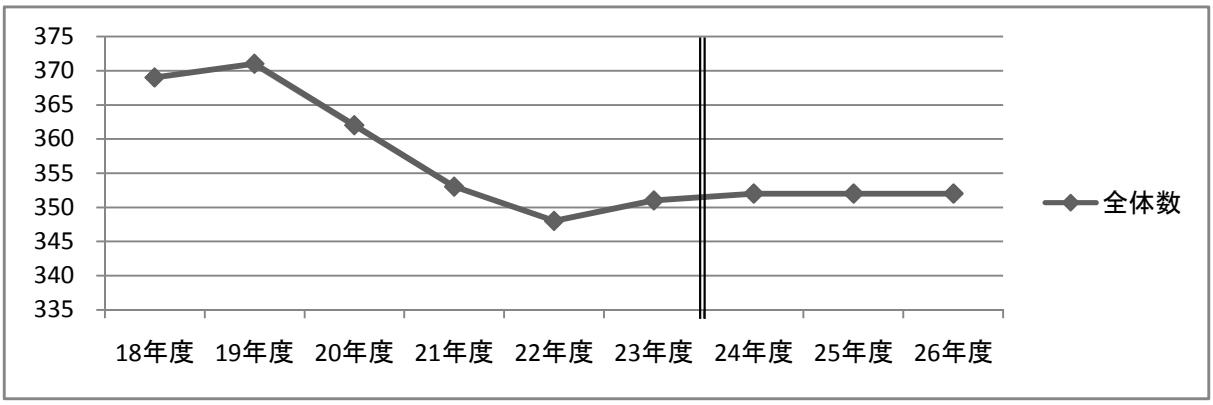

４　過去5年間の人口の推移と今後3年間の見込み

わが国全体が人口減少社会、少子高齢化社会に移行しつつある中、本町の人口推計は、今後平成26年度まで微増の傾向と見られています。
また、人口構成については、少子高齢化の一層の進行により変化が予想されます。

◇人口の推移と見込み

単位：人

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年少人口（0～14歳）	6,876	6,833	6,864	6,838	6,739	6,641	6,553	6,538	6,493
構成比	14.5%	14.4%	14.4%	14.3%	14.1%	14.0%	13.8%	13.7%	13.6%
生産年齢人口（15～64歳）	33,190	32,700	32,332	32,007	31,658	31,237	30,895	30,498	30,130
構成比	69.9%	68.9%	68.0%	67.1%	66.3%	65.7%	64.9%	64.1%	63.3%
老年人口（65歳以上）	7,369	7,865	8,302	8,820	9,285	9,663	10,132	10,551	10,971
構成比	15.5%	16.6%	17.5%	18.5%	19.5%	20.3%	21.3%	22.2%	23.1%
人口総数 （ ）内は不詳人数	47,467 （含む32）	47,430 （含む32）	47,530 （含む32）	47,697 （含む32）	47,714 （含む32）	47,573 （含む32）	47,580	47,587	47,594

※18～23年度は平成17年国勢調査確報値を基にした推計値
※24年度以降は、それぞれの区分における18年から23年までの1月1日現在の人口の伸び率による推計値

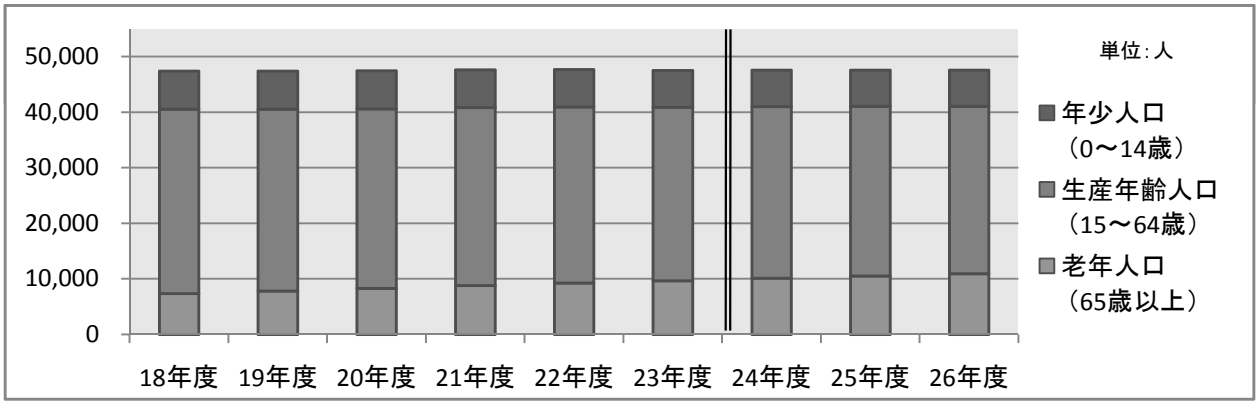

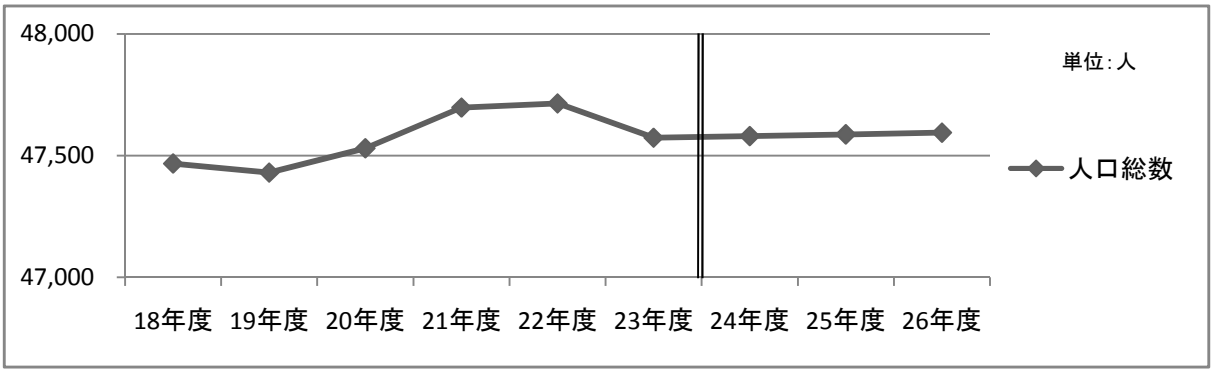

５ 寒川町の行政改革の経緯

策定年	経 緯	取り組みによる効果額（増収と節減の結果）
昭和63年	寒川町行政改革大綱の策定	―
平成8年	第2次寒川町行政改革大綱の策定 実施期間　平成9年度～平成11年度 ・全体で64項目の改革、改善に取り組んだ。 ・達成率は92%	3億9,195万円
平成12年	第3次寒川町行政改革大綱の策定 実施期間　平成13年度～平成15年度 ・社会経済情勢の変化に対応できる簡素で効率的な行政システムの確立に向け、32項目に取り組んだ。	5億518万円
平成16年	第4次寒川町行政改革大綱の策定 実施期間　平成17年度～平成19年度	3億4,797万円 （22年度まで）
平成18年	第4次寒川町行政改革大綱（改定） 実施期間　平成17年度～平成21年度 ・平成17年3月に国が地方公共団体に対して集中改革プランの策定を求め、項目の一部見直し及び2年間の期間延長を実施	
平成20年	第4次寒川町行政改革大綱（第2次改定） 実施期間変更なし ・自治基本条例の施行、地方分権の推進等社会情勢の変化に対応するため、重点事項の各項目の簡素化、目標値の設定などを実施	
平成22年	第4次寒川町行政改革大綱（第3次改定） 実施期間　平成17年度～平成23年度 ・平成20年秋以降の社会経済情勢の急激な変動及び平成22、23年度の財政状況の見通し等により、2年間の期間延長、重点事項の一部見直しを実施	

参 考

◇ 実施計画に位置付けないが継続的に取り組む項目一覧

第5次寒川町行政改革大綱に基づく実施計画においては、大綱に記載したように、第4次の実施計画で総花的に取り組み項目を設定したことによる項目数の多さや計画期間中の取り組み内容が検討だけで終わっており、結果の見えない項目が多く含まれていたことなどによって目標達成数が少なかったことから項目数の絞り込みを行いました。

この絞り込みによって、第5次の実施計画には位置付けをしませんが、今後も日常業務の中で継続して取り組んでいくものとして以下のような項目を取り上げて実施していきます。

なお、これらの項目全てが金額的効果があるものではありませんが、この中で継続可能な節減または財源に関する項目と3年間の金額は下記のとおりです。

◎ 事務事業の見直し	
	・町で行っている業務の広域処理の推進
	・事務事業の再編
◎ 経常経費等の節減	
	・公共工事コストの縮減
	・公共施設内の節電の徹底
	・庁舎等維持管理費用の節減
◎ 町税等の徴収金の確保と自主財源の確保及び受益者負担の見直し	
	・公有地等の有効活用と適正処分
	・地域の経済振興の推進
	・広告事業の推進
	・使用料、手数料の見直し
	・新たな財源の検討
◎ 人事行政の推進	
	・組織の見直し
	・多様な任用形態の活用
	・職員研修の充実
◎ 住民の立場に立った住民サービスの提供	
	・窓口サービスの向上
	・町民ニーズの把握
	・公共施設利用条件の見直し
◎ 行政の公平性・透明性の確保	
	・行政情報の提供の推進
	・財政事情の公表
	・インターネットによる議会の放映
◎ 町民参加によるまちづくりの推進	
	・住民活動の育成支援の検討
	・住民投票制度の検討

【継続可能な節減または財源】

◎ 庁舎等維持管理費用の節減（事務スペースの職員による清掃）	200万円
◎ 広告事業の推進（ホームページ、広報紙、公用車、くらしの便利ガイド等）	700万円
◎ 行政情報の提供の推進（広報のポスティング化）	300万円
	計 1,200万円